



ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください

### 夫婦で他市町村から 転入した場合について

Q. 他市町村に住んでいたときに受けていた治療費を出雲市で助成申請ができますか？

A. 申請できません。出雲市に住民票を移した日以降の治療については助成の対象となりません。医師証明書の記載を依頼する場合は、出雲市に住民票を移した日以降の初回受診日を記載してもらってください。

● 夫婦のうちどちらかが出雲市に住民票がある場合は、出雲市で助成申請ができます。ただし、もう一方の市町村で助成を受けている場合は、申請できません。

### 助成内容・助成額について

Q. 対象治療かどうかかわからないが、申請できますか？

A. 医師証明書の記載を依頼する前に、ご相談ください。

Q. 助成額がいくらになるかすぐに分かりますか？

A. 助成額は、申請書類を受理した後、治療内容等を確認し、後日決定通知にてお知らせします。

### 医療機関について

Q. 指定医療機関はありますか？

A. ありません。下記が対象となります。  
①産婦人科や泌尿器科を有する医療機関  
②上記医療機関で院外処方があった場合は、その薬局

Q. 県外の病院で治療を受けましたが、申請できますか？

A. 出雲市に住民票がある方が、県外の病院で治療を受けた場合は助成の対象となります。

Q. 医療機関を重複している場合でも申請できますか？

A. 申請できません。  
申請の際は重複しているすべての医療機関での医師証明書が必要となります。ただし、治療の中心となる医療機関の指示により、医療機関を一時的に変更した場合は、治療の中心となる医療機関の医師証明書にその旨の記載があれば、治療の中心となる医療機関の証明書のみで申請ができます。

その他

鳥根県の治療費助成  
および相談について



● 不妊治療(先進医療)費助成



● 男性不妊検査費助成



● しまね不妊と妊娠・出産相談センター

# 不妊治療費

出雲市

## 助成制度



お問い合わせ先・郵送先

〒693-8530 鳥根県出雲市今市町70  
出雲市 健康福祉部  
健康増進課(母子保健係)  
TEL : (0853) 21-6981  
FAX : (0853) 21-6965

出雲市では、不妊治療を行っている夫婦の経済的な負担を軽減し、治療しやすい環境づくりに努めています。

## 助成内容

**助成額：1年間につき上限15万円**

※医療機関や薬局での支払い  
※1年間とは初回受診日の翌年の前月末まで

**助成期間：年数制限はありませんが、申請は1年毎に必要です。**

## 対象治療

●保険適用の不妊検査及び治療  
(文書料、個室料等の治療に直接関係のないものは除きます)

## 対象者

次の要件を満たす夫婦

- 夫婦のうちどちらかが出雲市に住所を有する方
- 戸籍上婚姻関係または事実婚姻係にある夫婦
- 医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、又は被扶養者である方
- 出雲市税の滞納のない方

## 申請の方法

本庁健康増進課または各行政センター窓口へ直接提出または郵送してください。

※書類等に不明な点があった場合は、ご連絡します。

## 支給方法

申請書に記入していただいた口座に振り込みます。

## 申請に必要なもの

- 1 不妊治療費助成金交付申請書(様式1)
- 2 不妊治療医師証明書(様式2)
- 3 不妊治療に要した費用のすべての領収書(原本)と診療明細書(原本)

※薬局が発行する薬剤の領収書(原本)と明細書(原本)(院外処方の場合)

※他市町村で助成を受けた治療費、確定申告に使用した領収書は、助成の対象となりません。

※治療にかかったすべての領収書および診療明細書の提出にご協力ください。

- 4 健康保険証情報(治療を受けた人のものみ)
- 5 出雲市税の滞納のない証明書※1  
(夫婦それぞれ必要)申請日の3か月以内に発行されたものが有効です。
- 6 限度額適用認定証等(治療を受けた人のものみ)
- 7 金融機関の口座番号がわかるもの(通帳またはキャッシュカード)
- 8 高額療養費等の給付通知(保険者独自の付加給付を含む。助成期間に給付を受けた方のみ)

＜夫婦が別世帯である夫婦または事実婚姻係にある夫婦に必要な書類＞

- 9 婚姻を確認できる書類(戸籍謄本など)
  - 10 申立書(事実婚姻係にある夫婦のみ)(様式3)
- ①②⑩の様式、④⑥の詳細についてはホームページへ掲載しています。

●出雲市不妊治療費助成制度



※1 証明書発行窓口  
本庁 市民税課 または  
各行政センター  
(出雲市民ではない方の書類は不要です。)

## 助成期間と申請締切り

- 申請締切り：医師証明書に記載された初回受診日から1年5か月以内に申請してください。



※ 申請締切りを過ぎる場合はご相談ください。  
※ 高額療養費に該当する可能性がある治療費は、治療後4か月経過してから申請してください。

提出書類や、助成期間・申請締切り等にご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。